

糸島市地域振興 オリジナルロゴ 使用ガイドライン



- ・糸島市地域振興オリジナルロゴ（以下、「ロゴ」）の使用申請をされる方は、必ずお読みください。
- ・このロゴは糸島市のオリジナルロゴです。連続テレビ小説「おむすび」の公式ロゴではありません。

目次

1

ロゴの使用にあたって

- ・ロゴの使用目的
- ・ロゴを使用できる場合及び禁止事項
- ・ロゴの使用手続きの流れ



2

ロゴの種類

- ・ロゴ一覧
- ・ロゴの使用例



3

ロゴ使用の注意点

- ・ロゴ使用方法の原則
- ・使用禁止例



1 ロゴの使用目的

ロゴは、連続テレビ小説「おむすび」の放送を契機に、ドラマの舞台の一つとなった糸島市（以下、「市」という。）のPR及び地域の活性化を図り、糸島市民の郷土愛の醸成や糸島製品の販売促進を目的として制作したものです。

市民・事業者の糸島市への愛着や誇りを高めるとともに、市の雄大な自然と生産者が育む豊かな「食」のイメージを内外に発信するために使用するものとします。

また、ロゴを活用することで消費者の注目を集め、糸島製品の需要及び販路の拡大を図ることも目的とします。

2 ロゴの使用条件

ロゴは、使用目的に合致し、使用内容について市が適切であると認めた場合、使用できます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できません。

- (1)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2)市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3)誹謗、中傷、著作権侵害等、第三者に不利益を与える恐れがあると認められる場合
- (4)特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者にロゴを提供する場合
- (6)糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7)ロゴの使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (8)ロゴのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (9)立体物で、その表現がロゴの立体物と認められない場合
- (10)ロゴの変形その他ロゴの使用が適当でないと認められる場合
- (11)その他市長が使用許可を不適當と認める場合

※使用許可を受けた人に独占的にロゴを使う権利が発生するわけではありません。

他の人も同様の申請が可能です。

※ロゴは市のオリジナルロゴであり、連続テレビ小説「おむすび」の公式ロゴではありません。

※「NHK」「朝ドラ」「連続テレビ小説」「連続テレビ小説おむすび」の文言、またはこれらの組み合わせ等を用いて使用できません。連続テレビ小説「おむすび」の番組と関連付けた商品やサービスの開発・販売・宣伝は行わないでください。

3 ロゴの使用申請手続きの流れ

▼このような使用目的の場合、申請は必要ありません。

- ・新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- ・個人利用の範囲で使用する場合
- ・市が主体となって実施するイベント等で使用する場合

▼上記以外の使用目的の場合は、以下のとおり申請をお願いします。

(1) 「糸島市地域振興オリジナルロゴの使用に関する要綱」の内容を確認する

- ・市ホームページ「糸島市地域振興オリジナルロゴの使用について」から「糸島市地域振興オリジナルロゴの使用に関する要綱」をダウンロードし、必ず内容を確認してください。

(2) ロゴを使用する商品等の見本を作成する

- ・市ホームページ「糸島市地域振興オリジナルロゴの使用について」から、使用したいロゴ画像をダウンロードし、商品等の見本を作成してください。
- ・見本はロゴを使用する商品等のイメージ画像でも可能です。

(3) 「糸島市地域振興オリジナルロゴ使用申請書（以下、「申請書」という。）」等を糸島市役所ブランド政策課にメールにて提出する

【提出書類】

- ・糸島市地域振興オリジナルロゴ使用申請書（様式第1号）
- ・ロゴを使用する商品等の見本（イメージ画像など形式は問いません）
- ・申請者の概要が分かるもの（企業・団体のパンフレットデータ等）
※企業・団体のパンフレットデータ等がない場合は、ホームページやSNS等のURLでも可能です。

【提出先】糸島市役所ブランド政策課 brand@city.itoshima.lg.jp

(4) 市が申請内容を確認し、「糸島市地域振興オリジナルロゴ使用許可書（様式第2号）（以下、許可書という。）」を送付します。

- ・申請内容を審査し、当該使用が使用目的と合致すると認められるときは届出のメールアドレスに許可書を送付します。
- ・使用内容に疑義が生じた場合は、申請者にご連絡をする場合があります。
- ・市が申請書を受理してから許可書を送付するまで約10日程度かかるため、使用開始日までに余裕を持った申請をお願いします。
- ・申請書の修正等が必要な場合や申請の状況により、許可には上記よりも時間がかかることがありますのでご了承ください。

(5) ロゴを使用する商品等の作成

- ・商品等を作成し、完成品の写真など様態が分かるもの（様式任意）を、原則販売開始日までに糸島市役所ブランド政策課へメールにて提出してください。

(6) ロゴの使用方法を変更した場合

- ・ロゴの使用許可を受けた商品等の名称や使用場所などが変更になった場合は、「糸島市地域振興オリジナルロゴ変更使用申請書（様式第3号）」を糸島市役所ブランド政策課へメールにて提出してください。
- ・市が変更内容を確認し、使用が適切である場合は「糸島市地域振興オリジナルロゴ変更使用許可書（様式第4号）」を届出のメールアドレスに送付します。
- ・変更内容に疑義が生じた場合は、申請者にご連絡をする場合があります。
- ・市が申請書を受理してから許可書を送付するまで約10日程度かかるため、お早めに申請をお願いします。
- ・申請書の修正等が必要な場合や申請の状況により、許可には上記よりも時間がかかることがありますのでご了承ください。

申請が必要な変更

- | | |
|--------------|---------|
| ・商品等の名称 | ・使用場所 |
| ・使用開始日、使用終了日 | ・製作数量 |
| ・販売予定価格 | ・担当者連絡先 |

※すでにロゴの使用許可を受けた商品等とは別のものを申請される場合は、使用変更ではなく新たに使用申請が必要です。

(7) 状況報告

- ・使用開始日の翌年4月末までに、使用開始年度末までの実績を記入した「糸島市地域振興オリジナルロゴ使用状況報告書」を糸島市役所ブランド政策課にメールで提出してください。

【使用承認期間】

使用承認の日から令和10年（2028年）3月31日まで（予定）

使用承認期間に変更が生じた場合等は、市ホームページ等でお知らせします。

1 ロゴ一覧

①通常__文字有り



むすぶいとしま
連続テレビ小説「おむすび」の舞台 糸島市

②通常__文字無し



むすぶいとしま

③横（一行）__文字有り



むすぶいとしま
連続テレビ小説「おむすび」の舞台 糸島市

④横（一行）__文字無し



むすぶいとしま

⑤横（二行）__文字有り



むすぶ
いとしま
連続テレビ小説「おむすび」の舞台 糸島市

⑥横（二行）__文字無し



むすぶ
いとしま

⑦縦__文字有り



連続テレビ小説「おむすび」の舞台 糸島市
 むすぶ
 いとし
 ま

⑧縦__文字無し



むすぶ
 いとし
 ま

⑨モノクロ__文字有り



むすぶ
 いとし
 ま
連続テレビ小説「おむすび」の舞台 糸島市

⑩モノクロ__文字無し



むすぶ
 いとし
 ま

2 ロゴの使用例

(1) 飲料等のラベルや食べ物等の包装にロゴをサブデザインとして配置する場合

【例】 飲料パッケージに使用した場合



(2) 飲料等のラベルや食べ物等の表面にロゴをメインデザインとして配置する場合

【例】 商品パッケージやTシャツデザインに使用した場合



この他にも、商品に貼付するシールや店頭用のぼり、チラシに使用するなど、使用方法は自由です。

1 ロゴ使用方法の原則

- ・イラストの一部としての使用や改変をするなど、ロゴの独立性やイメージを損なう使い方は認めません。
- ・ロゴの使い方不明な点があれば、糸島市役所ブランド政策課までお問い合わせください。

※ロゴは市のオリジナルロゴであり、連続テレビ小説「おむすび」の公式ロゴではありません。

※いずれのデータも「NHK」「朝ドラ」「連続テレビ小説」「連続テレビ小説 おむすび」の文言、またはこれらの組み合わせ等を用いて使用できません。
連続テレビ小説「おむすび」の番組と関連付けた商品やサービスの開発・販売・宣伝は行わないでください。

2 使用禁止例

ロゴの色や形の変更は認めません。

- ・複数のロゴを同時に使用しない
- ・角度を変えない



- ・色を変えない
- ・ロゴの一部だけ使用しない



- ・ロゴを变形したり、他の図形や文字と重ねて使用しない



- ・文字の色やフォントを変えない



- ・文字の位置を変えない



- ・ネガティブな印象を与える表現とセットで使用しない



※木や金属、皮革等の素材に焼印やエンボス加工、型押し等で表現したい場合、又はスタンプにして使用したい場合は、糸島市役所ブランド政策課へご相談ください。

問合せ・申請書類の提出先

糸島市役所 ブランド政策課 ブランド推進係
福岡県糸島市前原西1-1-1

TEL 092-332-2080

FAX 092-324-2531

brand@city.itoshima.lg.jp